

ものづくり企業エネルギーコスト対策補助金

市内製造業者の市内自社工場等への省エネや生産機能の増強につながる設備等の導入を補助します。

製造業とは

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1)製品の製造加工を行う事業所であること。
- (2)製品を主として卸売する事業所であること。(主たる事業が小売業でないこと)

※詳細は総務省ホームページ内「日本標準産業分類」ページよりご確認ください。

区 分	生産機能増強枠	エネルギーコスト削減枠
補助対象事業	新事業・異分野展開を含む生産機能の増強を目的とした生産設備の導入 (※直接生産を行わない設備を導入する事業は対象外です。)	エネルギーコスト削減を目的とした設備の導入 (※補助対象設備は次頁)
	※ただし、次に該当する事業は対象外となります。 ・リース、レンタル又は割賦契約を用いて導入する事業、中古設備を導入する事業	
補助対象者	市内に主たる事業所を有し、主たる業種が製造業である中小企業者	市内に主たる事業所を有し、主たる業種が製造業である小規模企業者(従業員が、20人以下の事業者)
補助要件	次の要件をすべて満たしていること 1. 市内において自ら使用する工場内に当該設備を設置すること(事務所等への設置は対象外) 2. 国や県、市などから同種の補助金を受けていないこと 3. 市税を滞納していないこと	
補助限度額	150万円(下限額75万円)	50万円(下限額25万円)
補助率	2分の1以内(千円未満切り捨て)	3分の2以内(千円未満切り捨て)
補助対象経費	設備購入費、設計費、工事費、運搬費、処分費	
募集期間	令和5年7月26日(水)～令和5年9月29日(金)17時 ※予算額に達し次第終了します。	
実績報告提出期限	令和6年1月19日(金)17時 ※上記期間内に実績報告書を提出しない場合、補助金は支払われません。	
申請・問合せ先	・福井市商工振興課 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階 (TEL:20-5325) ・福井北商工会 福井市下森田町3-36 (TEL:56-1610) ・福井東商工会 福井市東郷二ヶ町7-10-3 (TEL:41-0206) ・福井西商工会 福井市小羽町27-7 (TEL:98-5555)	

※詳細は、福井市HPの申請要領等を確認してください。

※申請及び実績報告に係る様式は、福井市HPからダウンロード又は各福井地区商工会にてお受け取りください。

※設備設置後、現地を確認する場合があります。

【エネルギーコスト削減枠】

◆補助対象設備

◇高効率照明(照明器具、電球)

補助要件	<p>・2020 年度を目標年度として、省エネ性マークがグリーン(省エネ基準達成率が 100%以上)相当であること。</p> <p>※オレンジのマークは対象外</p> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン 対象 オレンジ 対象外</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p>※省エネ型製品情報サイト https://seihinjyoho.go.jp から確認できます。</p> <p>※上記サイトに掲載のない製品についてはご相談ください。</p>
注意事項	<p>・電球のみの購入等、工事を伴わない場合は対象外です。</p> <p>・備蓄分の購入は対象外です。</p>

◇高効率照明以外の機器

補助対象機器	<p>高効率空調／産業ヒートポンプ／業務用給湯器／高性能ボイラ／高効率コージェネレーション／変圧器／冷凍冷蔵設備／制御機能付き LED 照明器具／工作機械／プラスチック加工機械／プレス機械／印刷機械／ダイカストマシン</p>
補助要件	<p>経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品</p> <p>※「(C)指定設備導入事業」補助対象設備一覧 https://sii.or.jp/shitei04r/search/ から確認できます。</p>